

消防用設備保守管理業務委託契約書（案）

業務の名称 令和2年度福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校消防用設備保守管理業務
契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
契約保証金

上記の業務について、発注者 福島県（以下「発注者」という。）と受注者 （以下「受注者」という。）とは、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（総則）

- 第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を実施するものとする。
- 2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、受注者は、発注者の指示に従うものとする。

（受注者の善管注意義務）

- 第2条 受注者は、善良な管理者としての注意をもって受託業務の遂行に当たらなければならない。

（誠実履行の原則）

- 第3条 受注者が業務を履行するに際し、発注者の指示に従うことは勿論、発注者も受注者と協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（業務実施報告書）

- 第4条 受注者は、各期毎の業務を完了したときは、遅滞なく業務実施報告書により発注者に報告するものとする。
- 2 発注者は、前項の業務実施報告書を受領したときは、10日以内に業務の履行について確認を行わなければならない。
- 3 前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合は、発注者と受注者が協議して当該補正を行うものとする。この場合、受注者は遅延無く当該補正を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。
- 4 受注者は、前項の規定により命じられた補正を完了したときは、発注者に補正完了の届を提出し、確認を受けなければならない。この再確認の期日については、第1項の規定を準用する。

（委託料の請求及び支払）

- 第5条 受注者は、前条第2項及び第4項の規定により適切に業務を遂行したと認められたときは、速やかに適法な請求書により委託料の支払を発注者に請求するものとする。
- 2 委託料の支払は年2回とし、上半期分（機器点検） 円（消費税及び地方消費税を含む）、下半期分（総合点検） 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- 3 発注者は、受注者の適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払う

ものとする。

(損害負担)

第6条 業務の実施に関し、受注者の責めに帰すべき事由により発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために生じた経費は、受注者の負担とする。

(委託者の免責事項)

第7条 受注者の業務従事者の業務施行上における身体上の事故については、発注者は一切その責任を負わないものとする。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他受注者の責めに帰することができない事由により、期限内に受託業務を完了させることができないときは、受注者は、発注者に対し、速やかにその事由を詳記した書面により、履行期限の延長又は契約の一部変更、若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、発注者がその事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第10条第2項に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第9条 受注者は、その責めに帰する事由により履行期限内に業務を完了する見込みがないときは、その事由を付した書面により、発注者に履行期限の延長を申し出なければならない。この場合、発注者は、期限後相当の期日内に履行できる見込みがあると認められるときは、遅延利息を徴収することを条件に履行期限の延長を認めることができるものとする。

2 前項の場合において、発注者は、期限後相当の日数に応じて、履行未済相当額に年2.6%の割合で計算した額（その金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を徴収することができるものとする。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者が正当な理由により解除を申し出たとき。
- 二 受注者が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 受注者又はその代理人若しくは担当職員等に不正の行為があったとき。
- 四 受注者がこの契約に違反したとき。
- 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を発注者に納付しなければならない。又、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算出する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、発注者が前条の規定により契約を解除したときは、受注者は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から発注者が契約解除の通知を発した日（受注者から解除の申出があったときは、発注者がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.6%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不相当廉売に当たる場合、その他、発注者が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（契約の変更）

- 第13条 発注者は、必要があるときには、委託業務の内容を変更し、または一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して定める。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第14条 受注者は、この契約によって生じる一切の権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委託し、又は担保に供してはならない。

（遅延利息等の相殺）

- 第15条 この契約に基づく遅延利息、違約金または賠償金として、発注者が受注者から徴収すべき金額があるときは、発注者はこれを契約代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができるものとする。
- 2 発注者は、この契約に基づき発注者が受注者に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権について、その保全上必要があるときは、受注者に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、または参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 発注者は、受注者が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、または調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（秘密の保持）

- 第16条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

（個人情報の保護）

- 第17条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（代表者変更の届出）

- 第18条 受注者は、代表者に変更があったときは、遅滞なく代表者変更に係る登記簿謄本、その他のこれを証する書面を添えて発注者に届け出なければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

発注者 住所 福島県双葉郡広野町中央台一丁目6番地3
氏名 福島県
福島県立ふたば未来学園高等学校長 丹野 純一

受注者 住所
氏名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととともに、当該従業者に個人番号（死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、

漏えいすることがないよう厳重に保管しなければならない。

- 4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

- 2 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等（原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。）の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資料等（紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。）を廃棄する場合、乙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほか、事業者における個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

- 3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

- 2 甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に係る第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求

償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。